

【取扱注意】

資料 1

令和7年度徳島県国民健康保険事業費納付金の算定結果 について

令和7年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

1 公表の趣旨

県は、平成30年度から、国民健康保険制度における財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の決定及び標準保険料率の提示を行うこととなっている。今般、令和7年度の算定を行ったので公表するものである。

2 納付金算定の概況

保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引き、県全体の納付金額を算出した。

- 保険給付費等 670億円（対R6算定比：▲2.3%）
- 公 費 等 485億円（対R6算定比：▲2.3%）
- 納付金総額 185億円（対R6算定比：▲2.5%）

3 一人当たり納付金額等

- 一人当たり納付金額 150,349円（対R6算定比：1.1%）
- 一人当たり標準保険料額 128,329円（対R6算定比：1.1%）

市町村ごとにみた場合、納付金の配分による影響（医療費指数や所得水準等）のほか、市町村個別の保健事業等の事業費及び公費の状況による影響なども含まれるため、増減率に差が生じる。

なお、一部の市町村において一人当たり標準保険料額が大幅に増加することから、県国民健康保険財政安定化基金及び県繰入金を活用し、被保険者の保険料負担への影響の緩和を図った。

4 参考

今後、県が示す標準保険料率を参考にして、市町村が保険料率を決定することとなる。

一人当たり納付金額及び標準保険料額

1. 一人当たり納付金額

保険者名	令和6年度 円	令和7年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	148,811	151,339	2,528	1.7%
鳴門市	156,517	158,521	2,004	1.3%
小松島市	153,578	159,905	6,327	4.1%
阿南市	151,783	154,259	2,476	1.6%
勝浦町	153,466	158,382	4,916	3.2%
上勝町	138,094	136,959	▲ 1,135	▲ 0.8%
佐那河内村	145,570	148,892	3,322	2.3%
石井町	149,378	146,259	▲ 3,119	▲ 2.1%
神山町	136,593	138,188	1,595	1.2%
牟岐町	149,692	145,834	▲ 3,858	▲ 2.6%
松茂町	163,501	164,200	699	0.4%
北島町	143,851	147,840	3,989	2.8%
藍住町	147,299	149,353	2,054	1.4%
板野町	160,287	156,316	▲ 3,971	▲ 2.5%
上板町	139,506	136,990	▲ 2,516	▲ 1.8%
吉野川市	136,594	136,583	▲ 11	▲ 0.0%
阿波市	139,490	137,999	▲ 1,491	▲ 1.1%
美馬市	148,603	151,772	3,169	2.1%
三好市	153,040	151,710	▲ 1,330	▲ 0.9%
つるぎ町	139,170	141,900	2,730	2.0%
那賀町	125,537	129,626	4,089	3.3%
東みよし町	144,898	145,369	471	0.3%
美波町	152,186	157,453	5,267	3.5%
海陽町	152,510	155,022	2,512	1.6%
県平均	148,671	150,349	1,678	1.1%

※ 一般被保険者分について算出。

2. 一人当たり標準保険料額

保険者名	令和6年度 円	令和7年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	129,715	132,532	2,817	2.2%
鳴門市	137,711	139,230	1,519	1.1%
小松島市	123,491	128,838	5,347	4.3%
阿南市	130,221	131,896	1,675	1.3%
勝浦町	143,116	151,538	8,422	5.9%
上勝町	126,072	133,161	7,089	5.6%
佐那河内村	111,646	116,858	5,212	4.7%
石井町	125,856	121,384	▲ 4,472	▲ 3.6%
神山町	107,637	106,021	▲ 1,616	▲ 1.5%
牟岐町	115,462	114,523	▲ 939	▲ 0.8%
松茂町	149,447	153,899	4,452	3.0%
北島町	124,258	130,624	6,366	5.1%
藍住町	128,979	129,356	377	0.3%
板野町	136,198	131,361	▲ 4,837	▲ 3.6%
上板町	113,289	112,539	▲ 750	▲ 0.7%
吉野川市	115,475	116,431	956	0.8%
阿波市	126,193	123,673	▲ 2,520	▲ 2.0%
美馬市	124,406	124,004	▲ 402	▲ 0.3%
三好市	118,458	113,162	▲ 5,296	▲ 4.5%
つるぎ町	91,663	98,120	6,457	7.0%
那賀町	104,706	112,956	8,250	7.9%
東みよし町	116,102	111,009	▲ 5,093	▲ 4.4%
美波町	114,944	119,480	4,536	3.9%
海陽町	118,990	121,136	2,146	1.8%
県平均	126,914	128,329	1,415	1.1%

※ 法定の保険料軽減分を減算する前の額で比較。

令和7年度 標準保険料率の算定結果

①都道府県標準保険料率

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
%	円	%	円	%	円
8.38	51,267	2.91	17,540	2.56	18,617

①都道府県標準保険料率〔2方式〕

全国統一の算定基準による本県の保険料率の標準的な水準

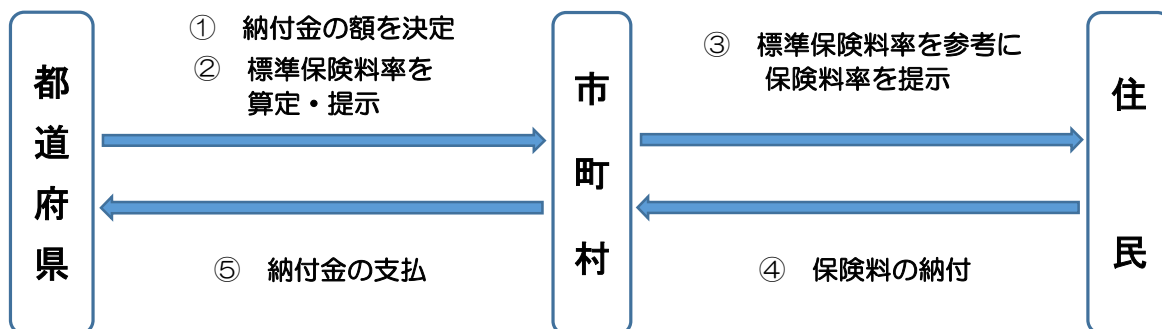
②市町村標準保険料率〔3方式〕

県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準

②市町村標準保険料率

保険者名	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割率	均等割額	円	所得割率	均等割額	円	所得割率	均等割額	円
徳島市	8.47	36,672	24,021	2.91	12,443	8,151	2.53	13,254	6,538
鳴門市	8.41	36,416	23,853	2.86	12,249	8,023	2.47	12,929	6,378
小松島市	8.45	36,597	23,971	2.85	12,191	7,985	2.46	12,881	6,354
阿南市	8.40	36,350	23,810	2.84	12,160	7,965	2.47	12,935	6,381
勝浦町	9.04	39,147	25,642	2.94	12,590	8,247	2.50	13,075	6,449
上勝町	8.20	35,488	23,245	2.91	12,456	8,159	2.47	12,920	6,373
佐那河内村	6.90	29,851	19,553	2.83	12,119	7,938	2.40	12,588	6,210
石井町	7.73	33,475	21,926	2.85	12,187	7,983	2.45	12,815	6,321
神山町	6.91	29,890	19,578	2.84	12,146	7,956	2.41	12,633	6,232
牟岐町	7.34	31,788	20,822	2.74	11,736	7,687	2.45	12,823	6,325
松茂町	9.36	40,527	26,546	2.90	12,409	8,128	2.52	13,206	6,514
北島町	8.10	35,067	22,969	2.87	12,282	8,045	2.47	12,921	6,374
藍住町	8.00	34,649	22,696	2.88	12,328	8,075	2.52	13,187	6,505
板野町	8.01	34,685	22,720	2.79	11,922	7,809	2.46	12,858	6,343
上板町	7.68	33,245	21,776	2.88	12,323	8,072	2.52	13,207	6,515
吉野川市	8.08	34,990	22,919	2.83	12,118	7,938	2.49	13,056	6,440
阿波市	9.04	39,149	25,643	2.88	12,334	8,079	2.51	13,163	6,493
美馬市	8.60	37,221	24,380	2.82	12,061	7,900	2.41	12,640	6,235
三好市	7.84	33,951	22,239	2.83	12,093	7,921	2.42	12,673	6,252
つるぎ町	6.60	28,582	18,721	2.78	11,913	7,803	2.45	12,837	6,332
那賀町	7.06	30,539	20,003	2.79	11,957	7,832	2.38	12,486	6,159
東みよし町	7.08	30,661	20,083	2.87	12,280	8,044	2.20	11,497	5,671
美波町	7.60	32,911	21,557	2.86	12,259	8,030	2.48	12,987	6,406
海陽町	7.93	34,321	22,481	2.85	12,187	7,983	2.51	13,150	6,486

納付金及び標準保険料率の算定について



① 納付金の算定

※医療分の場合

納付金総額の算定

- 医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引くことで、県全体の納付金総額を算出する。

各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割(被保険者数・世帯数のシェア)と応能割(所得総額のシェア)により配分する。その比率は、県の所得水準に応じて設定する。
- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

② 標準保険料率の算定

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。

(※)市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

③ 市町村は、県の示す標準保険料率を参考に、保険料率を決定する。